

はしま de マルシェ 2026

出店申込書

私は、下記事項に同意のうえ、「はしま de マルシェ 2026」に出店を申し込みます。
・「はしま de マルシェ 2026 出店要綱」をよく確認のうえ各事項を遵守することを約束します。
・本申込書に記載された出店名、商品及びサービスなど各種情報を、「はしま de マルシェ 2026」の広報活動及びイベント終了後の出店者の方々を対象としたアンケート調査等に使用することに同意します。
※生年月日、住所、電話番号、メールアドレスは広報活動では使用しません。

| | | | |
|------------------|---|-------|---|
| 出店名 | ※個人の方は屋号や店舗名を、法人の方は法人名を記入してください。 | | |
| 代表者氏名 (担当者氏名) | ※個人の方はその氏名を、法人の方は担当者の氏名を記入してください。 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住所(所在地) | (〒 -) | | |
| 電話番号 | | 当日連絡先 | |
| メールアドレス | @ | 会員区分 | <input type="checkbox"/> 羽島市観光協会会員 <input type="checkbox"/> 羽島商工会議所会員 <input type="checkbox"/> 上記団体の会員ではない ※該当する区分の□にレ点をご記入ください。 |
| 希望区画 | 1 区画 ・ 2 区画 ※原則 1 店舗 1 区画となりますが、2 区画を希望される場合は 2 区画をお選びください。 申込状況などによりご希望に沿えない場合がございます。 | | |
| 販売品目 | 別紙「販売物申込書」のとおり | | |
| 誓約事項 | 下記事項を確認のうえ、お間違いなければ□にレ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、暴力団、暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。 | | |
| その他 | ※上記のほか特にご意見、ご要望等がございましたらご記入ください。 | | |

出店申込書提出先

羽島市観光協会
〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2614番地 はしま観光交流センター内
TEL 058-322-2303

はしま de マルシェ 2026

販売物申込書

私は、下記商品の販売を予定していますので、届け出ます。
また、未記記載の【販売禁止品目】に該当する商品は絶対に販売しません。

| 商品区分 | | 商品名など |
|-------------------------------------|--|-------|
| <input type="checkbox"/> (不用品) | 家庭や事業活動により生じた衣類、家具、家電、文房具などの不用品 【注意】破損した商品は、トラブルを防ぐため販売しないでください。 | |
| <input type="checkbox"/> (規格外品) | 商品の製造過程で生じた、その商品を通常販売する場合に定める重量、形状、色等の規格に合致しないものの、その商品の機能性、安全性等は通常の商品と同等のもので、一般に規格外品とされるもの | |
| <input type="checkbox"/> (余剰品) | 商品の余剰在庫等により発生し、賞味期限が近いなどの理由で将来廃棄が見込まれる商品。 【注意】賞味期限を経過している商品など販売に適さないものは販売できません。 | |
| <input type="checkbox"/> (ハンドメイド商品) | 産業用機械等により大量生産されない、手芸品や工芸品などのいわゆるハンドメイド商品 | |
| <input type="checkbox"/> (その他) | そのほか上記に類する商品 | |

(記載方法)

販売しようとする商品に該当する商品区分欄の□にレ点を記入し、商品名などをその右欄に記入してください。※複数チェック可

記入例 (規格外品) 当社製造の服飾小物、(余剰品) 委託先から返品された菓子類

上記販売可能品目に該当する場合であっても、以下に該当する商品は販売できません。

- 1 保健所の露店・臨時営業・バザー出店許可が必要となる食品
- 2 食品衛生法の営業許可を受けた施設で製造・加工されておらず、容器包装されていない食品(野菜、果物類等は除く)
- 3 加熱処理されていない生もの(刺身、すし等)、主催者・保健所の許可を得ていない生クリーム等を使用した食品
- 4 食品表示法で定められた食品表示を行っていない食品
- 5 1~2のほか所持・販売に許可・届出等が必要なもの(動物、タバコ、お酒、医薬品など)
- 6 著作権及び商標権を有した素材等を使用した商品
- 7 著作権及び商標権を有するキャラクターの二次創作物
- 8 アダルトグッズその他これに類するもの
- 9 その他主催者が不適当と判断した商品

※ 食品を販売する場合は、事前に岐阜保健所に相談していただき、販売しようとする食品が販売可能かどうかを確認していただきますようお願いいたします。